

「医療用物資の配布に関する事務連絡」	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」において、医療用物資の備蓄経費が対象になるか
①感染症指定医療機関等	○ (新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業)
PCR・抗原検査のための検体採取を行う医療機関	○ (帰国者・接触者外来等設備整備事業)
施設内で感染者が発生した場合など緊急時の医療機関・介護施設等	○ (医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業) ※ただし、介護施設を除く。
②重症度が高い患者が入院する等の病院	○ (新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業)
③在庫の不足の程度など個別のニーズについて、緊急性が高い医療機関等 (病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局)	○ (医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業)
④その他特別の事情がある医療機関等 (病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局、軽症者の療養を行う宿泊施設)	○ (病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局の場合は医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業) (軽症者の療養を行う宿泊施設の場合は新型コロナウイルス感染症対策事業)
※上記①を除く介護施設等	×

※介護施設等で感染者が発生した場合など緊急時においては、令和2年6月12日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の物資の確保と積極的な融通」に基づき、必要に応じ衛生部局の備蓄を活用するなど、関係部局が連携して、必要な医療用物資を融通して対応。

※購入可能な医療用物資については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱による。